

令和5年度 仙北市結婚新生活支援事業

仙北市で新生活をスタートさせる新婚世帯に、
住宅購入費やリフォーム費用、賃貸物件の家賃、引越し費用などを補助します。

対象世帯

- 令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻した夫婦
- 夫婦の双方か一方の住所が市内の新居の所在地になっている
- 婚姻時の年齢が夫婦ともに **39歳以下**
- 夫婦の合計所得が **500万円未満**
※貸与型奨学金を返済中の方は年間返済額を控除
- 市税に滞納がない
- 他の公的制度による家賃補助等を受けていない
- 過去にこの制度に基づく補助を受けたこと(他の自治体での受給を含む)がない

※前年度に補助金の交付決定を受けた世帯のうち前年度の受給額が補助上限額に達しなかった世帯は対象になります。

年収＝所得ではありません。
給与収入のみの会社員の
場合、年収500万円の方の
所得はおよそ356万円です。
(詳しくは、直近の所得証明
書で確認します。)



対象経費

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に支払った次の費用の合計額

	対象となるもの	対象とならないもの(例)
① 新居の取得費用	・新築、中古住宅の購入費(建物に限る)	・土地購入代 ・住宅ローン手数料
② 新居のリフォーム費用	・住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新などの工事費用	・倉庫、車庫に係る工事費用 ・門、フェンス、植栽などの外構に係る工事費用 ・エアコン、洗濯機などの家電購入・設置に係る費用
③ 新居の賃借費用	・家賃(賃料) ・敷金・礼金 ・共益費 ・仲介手数料	・勤務先から支給されている住宅手当分〔※月々の賃料から住宅手当の額を差し引いた実質負担額が対象となります。〕 ・駐車場代〔※月々の賃料に含まれていて駐車場代相当額の切り分けができない場合は対象となることがあります。〕 ・室内クリーニング代、カギ交換代 ・更新手数料・設備購入代 ・火災保険料、家財保険料
④ 新居への引越費用	・引越業者、運送業者へ支払った費用	・不用品の処分費用 ・レンタカーを借りる、友人に頼むなどしてかかった費用

国や県が実施している他の各種補助制度との併用については、担当までお問合せください。

婚姻後もしくは同居開始後に支払った費用が対象となります。(詳しくは、婚姻日や住民票の転居・転入日、賃貸借契約書の内容等で確認します。)

補助上限額

夫婦共に婚姻日における年齢が**29歳以下**の場合 1世帯あたり**60万円**

上記以外の世帯 1世帯あたり30万円

※前年度受給世帯は、前年度の補助上限額から前年度の受給済額を差し引いた額が上限となります。

申請手続き

補助金の交付を受けようとする方は、交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、令和6年3月末までに提出してください。

<添付書類>

- ☐ 戸籍謄本もしくは婚姻届受理証明書
- ☐ 夫婦の住民票 ☐ 夫婦の所得証明書
- ☐ 夫婦の市税に滞納がないことを証明する納税証明書※公簿等による確認に同意する場合、省略可
- ☐ 本人確認書類(写し)
- ☐ 売買・リフォーム・賃貸借契約書(写し)
- ☐ 領収書など支払を確認できるもの(写し)
- ☐ 住宅手当支給証明書(就労している方)
- ☐ その他、申請内容に応じて必要と認める書類

申請を希望される方は、事前にご相談ください。

申請・問合せ先

仙北市企画部 まちづくり課 ☎ 0187-43-3315

〒014-1298 仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30

関係書類は仙北市ホームページからダウンロードできます ▶▶ <https://www.city.semboku.akita.jp/egukite/index.html>



[R5.4.1]